

概要版

# 二宮町子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

みんながつながり 自然とふれあいながら  
子育てができるまち



平成27年3月

二宮町

## 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では人口の減少や急速な少子高齢化が進んでおり、国は将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主にも行動計画を策定することが義務付けられました。

一方、核家族の増加やひとり親家庭の増加による地域とのつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる保護者も多く、特に仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応する新たな国の取組みとして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。この新制度ではすべての自治体に「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本町では、これまで「二宮町次世代育成支援行動計画」の前期計画と後期計画を策定してきましたが、10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されました。

こうした背景を踏まえて、今回新たに策定することとなった「二宮町子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの「二宮町次世代育成支援行動計画」と一体化することで、本町における子育て支援に関わる総合的な計画としました。

## 計画の対象

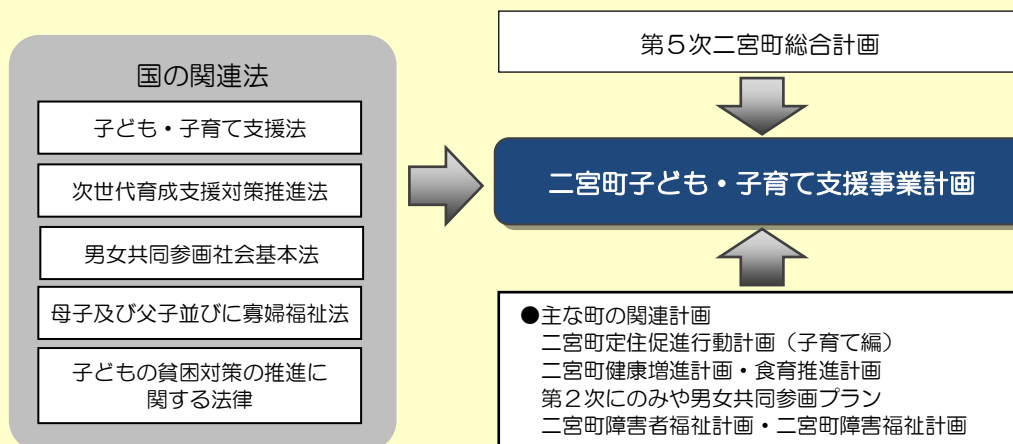
本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家庭、地域住民、事業主とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

## 計画の位置づけ

本計画は、**子ども・子育て支援法第61条**に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現や、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

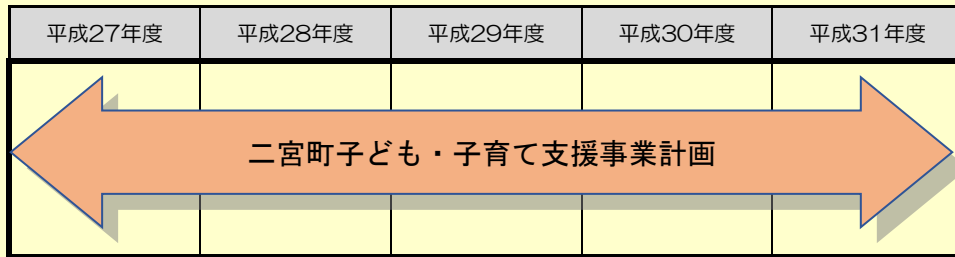
また、**次世代育成支援対策推進法第8条**に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられます。そのため、「二宮町次世代育成支援行動計画」における事業についても継承・見直しを行い、本町の子ども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「第5次二宮町総合計画」をはじめ、「二宮町定住促進行動計画（子育て編）」等の関連計画等との整合性を持つものとして定めています。



## 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

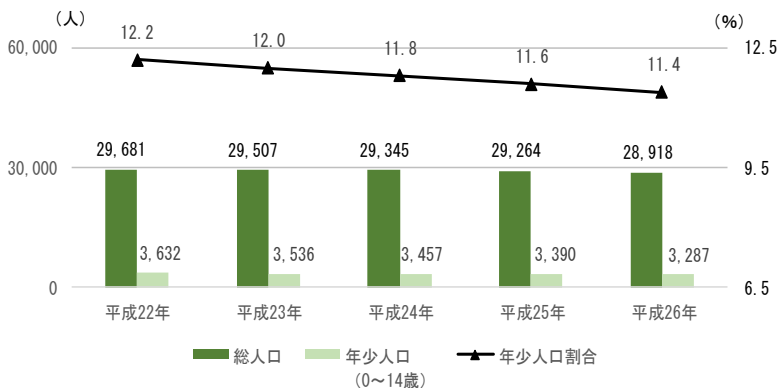


## 子育てをめぐる現況

### 総人口と年少人口の推移

本町の総人口および子どもの人口（0～14歳）は、毎年減少が続いています。年少人口割合も、平成24年以降、12%を下回っています。

資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）



### 学童保育在籍児童数の推移

本町では、3か所で学童保育を開設しており、在籍児童数は年度によって増減していますが、130人から160人程度となっています。

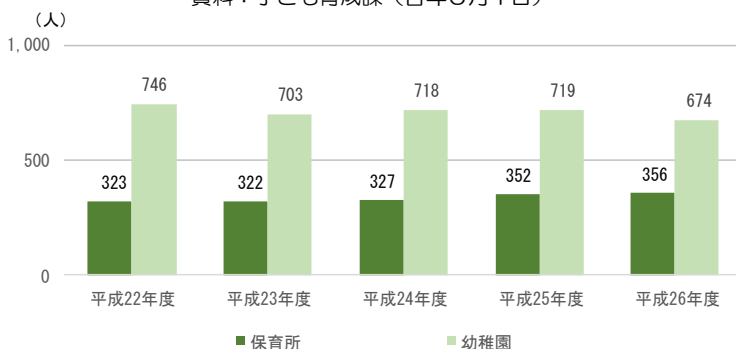
放課後児童クラブ在籍児童数の推移  
(各年4月1日)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1年生	52人	38人	54人	52人	55人
2年生	40人	43人	35人	48人	41人
3年生	40人	22人	35人	22人	38人
4年生	17人	21人	16人	8人	16人
5年生	3人	7人	5人	6人	4人
6年生	10人	2人	3人	4人	3人
合計	162人	133人	148人	140人	157人

### 保育所・幼稚園入所児童数の推移

本町では、保育所4か所（私立3か所・町立1か所）、幼稚園5か所（すべて私立）で、児童の受け入れを行っていますが、平成22年度以降、保育所の入所児童数は増加傾向、幼稚園の入所児童数は減少傾向となっています。

資料：子ども育成課（各年5月1日）



# 計画の施策体系

「若い世代の男女が、生まれ育った二宮を離れることなく、または二宮を恋しく思いながら自分に合った生き方を見つけられること」、「子どもに恵まれたい・子どもを育てたいと思う誰もが、地域に温かく見守られながら、安心・喜び・心のゆとりを持って子どもを産み、また育てることができること」、それは住み良いまちづくりを町全体が一丸となって推進することにより、実現できるものとなります。

「**みんながつながり 自然とふれあいながら 子育てができるまち**」を基本理念とし、すべての子どもたちと、すべての子育て家庭の幸せを願い、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという認識のもと、地域、関係機関と連携しながら、計画を進めていきます。

## 基本理念

# みんながつながり 自然とふれあいながら 子育てができるまち

## 基本目標

1 【みんなて】  
地域の子育て支援の充実

2 【すこやか】 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない健康管理

3 【ささえる】 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

4 【はぐくむ】 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

5 【あんしん】  
子育てに配慮した生活環境の整備

6 【いきいき】  
子育てと仕事の両立の推進

## 施策の基本的方向

- 1 家庭の育てる力を支援
- 2 幼児教育の充実
- 3 保育サービスの量の確保と質の向上
- 4 子育て支援ネットワークの充実
- 5 放課後児童対策の充実
- 6 経済的負担の軽減

- 1 子どもと親の保健の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 3 食育の推進
- 4 小児医療の充実

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

- 1 次代の親の育成
- 2 学校教育の充実
- 3 地域とともにある教育環境づくり

- 1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- 2 子ども等の安全の確保

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 若者の自立・就業支援

## 幼児期の教育・保育の内容と供給体制（子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育提供区域の設定

2 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携





## 1 【みんなで】 地域の子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえたサービス利用者の視点で、柔軟に対応できるような教育・保育サービスを推進するとともに、子育て支援サービス（質・量）の改善を図るなど、子ども・子育て支援事業計画により、その取組みを強化していきます。

### 1 家庭の育てる力を支援

親としての子育ての喜びや責任を認識できるよう、講座や地域との交流、相談体制づくりを充実させるとともに、緊急時の一時預かりサービス等を通じて、安心して子育てができるよう地域の子育て力の向上を図ります。

### 2 幼児教育の充実

幼稚園における教育の充実を図りながら、幼稚園での預かり保育など、保護者のニーズに合った選択ができるよう情報提供を進めます。

### 3 保育サービスの量の確保と質の向上

通常の保育以外にも延長保育を充実させ、病児保育等についても検討を続けます。また、より良い保育サービスが提供できるよう努めるとともに、待機児童解消に向けた施設の拡充を図ります。

### 4 子育て支援ネットワークの充実

相談窓口や民生委員・児童委員、専門的な職員を通じた情報やホームページなど、さまざまな媒体を通じた情報の提供を行うとともに、子育て支援に関わる機関や団体等のネットワークを強化し、連携を深めていきます。

### 5 放課後児童対策の充実

国の「放課後子ども総合プラン」の推進にあわせながら、学童保育や放課後子ども教室における子ども同士の遊び等を通じて、心身の健全な育成を図ります。

### 6 経済的負担の軽減

児童手当の支給や医療費の助成、ひとり親家庭や障がい児等への助成を行うとともに、経済的な理由により就学困難な児童生徒への負担の軽減に努めるため、就学に必要な費用の援助や各種奨学金の利用支援を行います。

## 2 【すこやか】 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない健康管理

妊娠、出産から育児期を通じ、切れ目のない保健対策を実施することにより育児不安の軽減等に努めるとともに、食育の推進や学童期・思春期における保健対策、小児医療の充実を図ります。

### 1 子どもと親の保健の充実

妊娠や出産等に関する相談や各種健康診査、育児教室など、さまざまな側面から母子の健康を維持・向上させるための支援を行います。

### 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活を送れるよう、効果的な事業に取り組むとともに、保健福祉事務所等の関係機関の協力も得ながら、教育相談機能の充実や教職員への支援を図ります。

### 3 食育の推進

妊婦や保護者への食育の啓発や食物アレルギーに関する知識の普及啓発のほか、学校給食等における地場産物活用の推進や食に関する体験学習の確保に努めます。

### 4 小児医療の充実

小児医療費助成制度の拡充をはじめ、かかりつけ医を持つ重要性を周知し、救急医療体制の充実を図ります。



## 3

## 【ささえる】

## 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

児童虐待の発生予防や早期の発見・対応に向けて、関係機関や地域の連携体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭、障がいや発達に心配のある子どもやその家庭への総合的な支援の充実に努めます。

## 1 児童虐待防止対策の充実

関係機関が連携し、虐待の防止や早期発見に努めるとともに、保護者への意識啓発はもちろん、広く住民に対しても児童虐待防止に向けた普及啓発を行い、児童虐待に関する認識を深めます。

## 2 ひとり親家庭の自立支援

手当等の支給や就労の促進、保育所入所の優先的措置など、ひとり親家庭に対する支援の充実に努めます。

## 3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

発達に心配のある子どもへは、育児相談や育児教室を中心に支援を行い、障がいのある子どもに対しては就学前からそれぞれの障がいの状況に応じた指導や支援を行うなど、総合的な支援を行います。

## 4

## 【はぐくむ】

## 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

次代を担う子どもたち自身が「心豊かにたくましく生きる力」を育成することができるよう、学校教育の充実を図るとともに、地域社会とともに教育環境をつくり上げる子育て意識の醸成を図ります。

## 1 次代の親の育成

乳幼児や小さな子どもとの触れ合いを通して、他人を慈しむ心や命の大切さや子どもを産み、育てることの意義を学ぶことにより、将来子どもたちが親となるために必要な子育てや子どもに対する意識の醸成を図ります。

## 2 学校教育の充実

英語教育の向上や、情報教育、体験を重視した教育など、世の中の情勢や本町の地域性を生かした、特色のある学校づくりをすすめます。

## 3 地域とともにある教育環境づくり

家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、身近な地域でのイベントや交流など、二宮の歴史、自然、文化体験学習できるようさまざまな活動により、地域における教育環境の充実を図ります。

## 5

## 【あんしん】

## 子育てに配慮した生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した快適で安心できる居住環境の整備の推進や、子どもたちが事故や事件に巻き込まれることがないように、地域ぐるみで交通安全や防犯対策、有害環境対策等の推進に努めます。

## 1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した快適で安心できる居住環境の整備を図るとともに、子育て家庭や妊産婦をはじめとして、高齢者・障がい者など、全ての人が安全・安心に外出ができ、子どもが犯罪や事故にあうことなく安心して遊べるような公園・施設・道路等のバリアフリー化に取り組めます。

## 2 子ども等の安全の確保

関係機関の協力のもと、子どもが危険や不安を感じる事のない安全なまちにするため、地域をあげての交通安全対策、防犯体制及び防災対策の充実に努めるとともに、青少年に悪影響を及ぼす環境の浄化活動や非行防止活動を地域ぐるみで推進します。



## 【いきいき】 子育てと仕事の両立の推進



仕事と生活の調和が行えるよう、子育てする親にとっても働きやすい環境づくりを推進します。また、社会から孤立しがちな青少年が自分の生活設計を立てられるよう、自立・就業に向けた支援を行います。

### 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境や、個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が選択できる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めていきます。

### 2 若者の自立・就業支援

児童・生徒一人ひとりが勤労観、職業観を身につけられるようなキャリア教育の推進に努めるとともに、関係機関と連携し、若者の就業支援のための相談やカウンセリング、職業能力開発等の取組みを支援します。

## 子ども・子育て支援の新たな取組み

平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」の改善を主なねらいとしています。

### 1 教育・保育提供区域の設定

本町では、町内全域を 1 区域として、さまざまなサービスを提供していきます。



### 2 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みです。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

※保護者の希望により、2号認定の子どもでも幼稚園を利用することは可能です。

### 3 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、幼稚園、認定こども園、認可保育所、地域型保育（家庭的保育・小規模保育等）を整備します。

#### (1) 1号認定（3歳～5歳 保育の必要なし）

現状の施設整備で確保していますが、幼稚園の認定こども園への移行について支援していきます。

#### (2) 2号認定（3歳～5歳 保育の必要あり）

保育所の拡充及び幼稚園の認定こども園への移行により、必要量を確保できるよう努めます。

#### (3) 3号認定（0歳～2歳 保育の必要あり）

保育所の拡充及び地域型保育（家庭的保育・小規模保育など）の実施、幼稚園の認定こども園への移行により、必要量を確保できるよう努めます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

事業名	事業概要	単位	量の見込み（上段）		
			確保方策（下段）		
			実績 25年度	平成 27年度	平成 31年度
①利用者支援事業	保護者および子どもが適切な教育・保育施設の選択や子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や支援を行う事業	か所	1 1	1 1	1 1
②地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	地域の身近な場所で子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業	延人数 か所	5,383 2	9,192 2	7,344 3
③妊婦健康診査	母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、費用の一部を助成する事業	人	2,070 /	2,156 2,156	1,806 1,806
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭を訪問指導員（保健師・助産師等）が訪問し、子どもの状態等を確認しながら、子育ての相談を受ける事業	人	156 /	154 154	129 129
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業	人	- /	15 15	13 13
⑥子育て短期支援事業	病気・出産・看護等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育保護を行う事業	人日	-	0	0
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業	延人数	956 /	1,434 1,434	1,434 1,434
⑧一時預かり事業	【保育所等】家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を、保育所等で預かる事業	人	170 -	1,464 1,464	1,464 1,464
	【幼稚園】在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に子育て支援の一環として教育を行う事業	人	- -	565 565	471 471
⑨延長保育事業	保育認定を受けた児童について、保護者の就労の理由で保育時間の延長を行う事業	人	107 /	85 120	69 120
⑩病児保育事業	子どもが病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、保育所、医療機関等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する事業	延人数	- /	1,176 0	961 240
⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	人	140 /	265 248	236 248

## 計画の推進体制

### 1 子ども・子育て会議

「二宮町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、町の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行います。

### 2 関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に行っていくために、地域や関係機関、保育所、幼稚園など、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます。

### 3 進捗管理

「二宮町子ども・子育て会議」や事業の所管課にて進捗状況を確認・評価し、計画全体の成果を検証していきます。また、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、施策の見直しを行います。

二宮町子ども・子育て支援事業計画【概要版】（平成27年3月）

発行 二宮町 健康福祉部 子ども育成課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮961

TEL 0463-71-3311（代表） <http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/>